

「2025 年度農福連携技術支援者派遣及び育成業務」委託業務仕様書

1 委託業務名

2025 年度農福連携技術支援者派遣及び育成業務

2 業務の目的

本県の農業を支える農業従事者は減少と高齢化が進行しており、農業分野における労働力の確保は喫緊の課題となっている。農福連携を通じて障害者の農業分野での就労が促進されれば、農業現場における貴重な働き手となることが期待される。

また、福祉分野においても、農業分野における障害者の就労の拡大は、障害者の働く場の確保、障害者の賃金・工賃向上や地域との交流促進などにつながる取組として期待されている。

一方で、農福連携に対する農業者等の認知度はまだまだ低く、具体的な取組方法について十分に確立・周知されているわけではない。

そこで、農福連携に取り組もうとする者が相談できる「相談窓口」を整備し、関係機関との連携の下で相談者への対応を行うとともに、農業者や障害者就労施設等に対する農福連携の啓発、農福連携に対するニーズの掘り起こしと両者のマッチングや農福連携技術支援者の派遣による実践指導を行い、本県における農福連携の取組を促進する。

3 委託期間

契約締結日から 2026 年 3 月 6 日（金）まで

4 委託する業務

- (1) 農福連携技術支援者の派遣
- (2) 農福連携技術支援者への旅費、報償費の支払い
- (3) 専門人材育成のためのセミナーや現地見学会等の開催

5 業務内容

- (1) 農福連携技術支援者の派遣
 - ・農福連携に取り組む意向を示した相談者に対して支援者等について説明し、相談者が支援者等による支援を希望する場合において、支援者等と調整を行い、適当な支援者等を相談者へ派遣する。（年間 10 件以上派遣することを目標とし、契約期間中は 1 回でも多くの派遣が行えるよう取り組むこと）。
- (2) 農福連携技術支援者への旅費、報償費の支払い
 - ・派遣した農福連携技術支援者等に対し、その活動時間に応じて謝礼及び実施現場への往復にかかる旅費を支給する。
- (3) 専門人材育成のためのセミナーや現地見学会等の開催

- ・農農福連携の実践についての知見を深めるため、実践現場を見学する研修会やセミナー等を開催し、農福連携技術支援者等の専門人材が現場での支援方法について学べる機会を設ける。現地見学会はバス等の移動手段を確保し、県内外の優良事例を見学するものとし、1回以上開催する。

6 委託業務の対象経費

- (1) 委託費として計上できる経費は、本事業の実施に必要な経費（以下「対象経費」という）に限り、本事業の目的・性質になじまない経費を対象経費に計上することはできない。また、契約後に契約金額を超える対象経費が発生した場合、超過分については受託者の負担とする。

- (2) 対象経費は、以下のとおりとする。

なお、人件費を計上する場合は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。

また対象経費の「農福連携技術支援者の派遣と育成業務」は他の業務の会計と分けて経理を行うこと。

【対象経費】

- ・農福連携技術支援者等の派遣費（謝礼、旅費など）
 - ・研修費（イベント開催費、バス・会場使用料、資料印刷費など）
- (3) 事業の実施にあたり、その全部について一括して再委託を行ってはならない。一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額などについて記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

7 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに事業完了報告書を作成し提出すること。

- (1) 事業完了報告書

事業完了報告書は日本工業規格A4判で、単色刷、簡易製本とする。

ただし、写真を掲載する場合については極力、カラー印刷とすること。

様式は任意とするが、以下の内容を整理して記載、事業完了報告書を作成すること。

ア 農福連携技術支援者等の派遣

- ・派遣した農福連携技術支援者等の氏名、派遣日時、派遣先、活動内容などを取りまとめた一覧

イ 専門人材育成のためのセミナーや現地見学会等の開催

- ・セミナー等の実施記録等

ウ 会計報告書

- ・委託業務に係る経費の支出内容が分かる書類一式（一覧表及び証拠書類）

(2) 提出先

愛知県農業水産局農政部農業経営課

(3) 提出期限

2026年3月6日（金）

8 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密の保持

ア 受託事業者は、委託業務に関し県から受領又は閲覧した資料等の内容を、県の下
解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、委託業務で知り得た県の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取
扱事務委託基準」を守らなければならない。

9 その他

(1) 受託者は、県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行する
こと。

(2) 受託者は、受託業務の実施に当たり、県と十分な打合せを行うとともに、業務の進
捗状況を随時、県に報告すること。また、契約期間の終了時点で仕掛かり中の相談案
件がある場合は、その内容や対応状況を実績報告の際に確実に県へ伝えること。

(3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が
生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従
わなければならない。

(4) 本事業は、国の補助金を活用した事業のため、会計検査院の会計実地検査等の対象
となることがある。本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(5) 本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類については、2031年3月末まで、県の求め
に応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

(6) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応
し、解決すること。

(7) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項等については、県と協議すること。

10 問合せ先

愛知県農業水産局農政部農業経営課 教育・担い手グループ

電 話 052-954-6409（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6931

E-mail : nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp